

令和6年度 第1回 大和市文化財保護審議会 会議録

日時：令和6年7月18日（木）
13時30分～15時30分

出席者等

委員 (5名)	◎金子 皓彦、○鈴木 通大、坂本 要、田中 徳久、神崎 直美
事務局 (4名)	文化スポーツ部長、文化振興課長、市史・文化財係長、 市史・文化財係職員2名
傍聴者	なし

◎…会長 ○…職務代理者

公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 令和5年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について 資料1
 - (2) 令和6年度文化財保護事業の予定について 資料2
- 3 その他
 - (1) 市指定重要無形民俗文化財「福田神社囃子獅子舞」の指定解除要望について 資料3
- 4 閉会

会議要旨

- 2 議事
 - (1) 令和5年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について
前回会議での委員の意見を基に作成した評価案（資料1）について審議。この評価案に委員の意見を反映したものを、本審議会の評価とする。
 - (2) 令和6年度文化財保護事業の予定について
事務局より資料2について説明。質疑あり。委員の意見を参考にして、本年度も事業にあたってもらいたい。
- 3 その他
 - (1) 市指定重要無形民俗文化財「福田神社囃子獅子舞」の指定解除要望について報告。
今後の対応については、追加調査等を実施して慎重に検討する。

3 議事

(1) 令和5年度郷土民家園指定管理業務の管理運営状況の評価について

事務局より資料1「令和5年度 指定管理事業報告概要及び評価(案)」について説明、委員との質疑を行った。

【総括】

□限られた予算内で工夫しながらよく運営されている。審議会からの意見を参考に、具体的な数値等を加筆・修正し、事務局作成の評価案を本審議会の評価とする。

【業務実施状況について】

□学校による施設利用について、市内の小中学校による利用が少ないことが気になる。将来の文化財保護・継承を担う世代への教育効果を考えると、より活発な利用を促す具体的な働きかけが必要ではないか。

【評価視点2「施設の効用が最大限に発揮された事業運営が行われたか」について】

□花修景について、具体的にどの程度の規模で植栽をしているのか。フォトスポットとして「是非行ってみたい」と思えるような、見栄えのする規模で植えているのか。

△郷土民家園の庭には、通年で四季を感じられる草木類が植えられているが、ある一時期を切り取った場合には、多くの花が開花しているという見え方ではなく、求心力は低いかもしれない。

□地植えすることは難しくても、鉢植えなどを利用するなど、時期に応じて花を増やせるような植え方、見せ方の工夫をしてほしい。

□公園全体のフェスティバルはあるか。フェスティバル等を実施することで、公園全体としての認知度を上げることができるのではないか。

△現状では、各施設でのイベントは行っているが、泉の森全体でのフェスティバルは行っていない。

(2) 令和6年度文化財保護事業の予定について

事務局より資料2-1「令和6年度 文化財保護事業の予定」、資料2-2「大和市指定文化財一覧」、資料2-3「郷土民家園事業予定」について説明。

【総括】

□委員の意見を参考に、本年度も事業にあたってもらいたい。

【郷土民家園開園30周年記念事業について】

□プレゼント企画で配布する竹とんぼは、民家園で制作したものか。

△今年度のプレゼントは購入品を配布するが、財団では自主事業としてボランティアスタッフが制作した竹とんぼを販売している。

□今後、竹とんぼの制作体験を検討してはどうか。

【旧北島家の屋根修繕について】

△旧北島家の屋根材のうち、キクイムシによる食害が酷い材について交換・補強する修繕を行うが、今後の被害軽減のためにとれる有効な対策はないか。

□囲炉裏や薬剤を使用しての燻蒸を日常的に行うしかない。昔は日常生活で囲炉裏を利用していたため、戸を閉め切って燻蒸しているようなものだったが、それに伍する状況をつくる必要があるだろう。

世田谷区の旧長崎家住宅では、囲炉裏で調理したものを提供するなどしていた。そういった方法も参考になるのではないか。

□現在では人体に被害の出る臭化メチルなどは使用できなくなったため、バルサンを使用するとか、交換した材に予防的に薬剤を塗布しておくなどの対応ができるのではないか。

□「スーパーケムラー」という燻蒸装置がある。これは自分が発案して特許をとっているものだが、使用木材、燻蒸時間、風量などを宇都宮大学の研究室に協力してもらい計測して効果を実証している。科学的なデータに基づいて実施しているものなので、検討してみしてほしい。

(3) その他

「市指定重要無形民俗文化財『福田神社囃子獅子舞』の指定解除要望」[資料3](#)について説明。

【総括】

委員の意見を集約して保存会に伝えるとともに、今後の審議にも活かしてもらいたい。

【映像記録・調査について】

□前提として、指定「解除」のほかに「休止」という選択肢もあるが、検討する余地があるのか。

△「大和市文化財保護条例」には指定の「解除」や「休止」についての定めがない。今後「休止」という選択肢を取り得るのか、補助金を交付できるのかなどの課題について、保存会の方々の意向にも配慮しながら検討したい。

□映像記録の撮り方について、これまでの記録のような全体的な説明ではなく、演目ひとつひとつについて踊り方や演奏のコツなども含めて詳細に記録する必要がある。

□また、囃子獅子舞についてのまとまった論考はあるのか。

△神奈川県から出版された『神奈川県の民俗芸能』に論考があるが、市としてまとめたものはない。

□全くなくなってしまう前に、改めて記録をとる必要がある。併せて、歴史的・民俗学的な位置づけ、系譜なども含めて広域的な調査をするべきだろう。